

2023 年度第 2 回文化団体連盟総会

2023 年 12 月 31 日

文化団体連盟本部

2023 年 11 月 13 日に開催された文化団体連盟総会の議事録を公開する。

議事概要記録

名称	2023 年度第 2 回文化団体連盟総会
場所	オンライン (Zoom)
日時	2023 年 11 月 13 日 18 時 15 分~20 時 15 分

文化団体連盟本部 出席者

委員長 後藤美汐

委員 下道亮成 (司会)

上田大陽

森下奈千

山本琉仁

次第

項目	担当者
1. 開会の挨拶	後藤美汐
2. 財務書類のご提出について	森下奈千
3. 西校舎学生団体ルームについて	上田大陽
4. 文化団体連盟規約改正について*	後藤美汐
5. 文化団体連盟新加盟団体について	下道亮成
6. 文化団体連盟本部への人員抛出のお願い	後藤美汐
7. 広報「加盟団体の足跡」ご提出のお願い	後藤美汐
8. 出欠確認フォームのご提出について	下道亮成
9. 質疑応答	後藤美汐
10. 閉会の挨拶	後藤美汐

*..質疑応答を含む

1. 開会の挨拶

委員長 後藤美汐 が開会の挨拶を行った。

2. 財務書類のご提出について

委員 森下奈千 は傘下団体に向け財務書類の提出日や提出方法について述べた。

3. 西校舎学生団体ルームについて

委員 上田大陽 は西校舎学生団体ルームについて、新規入居団体を募る予定であることを述べた。また、西校舎学生団体ルームの減点表が公開されていることも述べた。加えて、西校舎学生団体ルームの部外者の立ち入りや物品の盗難等の危険に触れた上で、ルームの鍵の借用時の手続きの強化を検討していることを述べた。最後に、西校舎学生団体ルーム使用団体に向け、団体構成員の名簿の作成を漸次進めていくことを要請した。

4. 文化団体連盟規約改正について

委員長 後藤美汐 は現行の文化団体連盟規約について、当該規約が現状に即したものではないことを述べ、規約改正案を傘下団体に示し、決を採る意向を示した。後藤は、まず改正案を画面共有で示し、施行は1月1日を予定していると述べた。また、以後述べる改正案は、文化団体連盟が全塾協議会に属する団体であることから、同団体の諸規定に従うものであることを述べ、時間の都合上変更点を掻い摘んで説明することとした。

以下は要旨である。

文化団体連盟（以下、「本連盟」とする）の加盟団体のルールに関して新たに明確化する。しかし、正加盟団体・準加盟団体の違いについては変更はなく、本連盟へ新規加盟をした団体が「準加盟団体」として加盟し、以後の監査等の審査を通して問題がないと判断された場合、「正加盟団体」となる。

改正案第5条第3項に関しては、加盟団体の資格を証明する書類の提出を毎年求めることを定めたものである。

同1号は、慶應義塾大学の公認学生団体もしくは未公認学生団体の資格の証明を求めるものである。

同2号は、団体規約の提出を求めるものである。

同3号は、加盟団体に所属する構成員の名簿の提出を求めるものである。

同 4 号は、決算書類・予算書類の提出を求めるものである。

同 5 号は、本連盟常任委員会が指定するものの提出を求めるものである。

改正案第 5 条第 4 項では、本連盟の加盟団体になるための条件を示したものである。

前項で求められたものの提出後に、本連盟で審査をし問題がないと判断された場合、総会での承認の可否を諮り可決された場合、「準加盟団体」として本連盟への加盟が認められる。

改正案第 5 条第 5 項では、「準加盟団体」となってから一年が経過した場合、再度総会で可否が諮られ、可決されると「正加盟団体」となる。

後藤は、「改正案第 5 条（加盟団体）」で示された、団体の本連盟への加盟並びに「正加盟団体」と認められるプロセスは、現行の規約との相違はないという旨を述べた。

改正案第 6 条は、加盟団体の除名について定めたものである。

同 1 項は、加盟団体からの除名となるケースを示したものである。

本連盟の加盟団体の資格を失った団体または本連盟常任委員会が不適切と判断し、総会での承認が得られた団体は除名処分となる。

同 2 項は、除名となった際に当該団体が履行しなくてはならない行為を定めたものである。

同 1 号は、文連交付金を受け取っていた団体は、除名となった時点で交付金口座に入っていた金額を、本連盟に返金しなくてはならないことを示したものである。

同 2 号は、西校舎学生団体ルームを使用していた団体は、即座に退去しなくてはならないことを示したものである。なお、除名となった日から半年が経過しても上記の行為が本連盟常任委員会の承認なく履行されなかった場合、本連盟常任委員会が当該団体の使用していたルーム内の物品を廃棄することも示されている。

同 3 号は、除名の際に本連盟常任委員会が指定した事項に従わなければならないことを示したものである。

改正案第 7 条は、加盟団体の報告義務について定めたものである。

加盟団体の交代、規約の変更、活動中の重大な事故等は本連盟常任委員会への報告をしなくてはならないことを示したものである。

改正案第 8 条は、加盟団体の権利について定めたものである。

同第 1 項において、加盟団体は、第 1 号で本連盟に加盟している事実を公表する権利、第 2 号で本連盟のウェブサイトで企画告知をする権利をそれぞれ持つことが示されている。

同第 2 項においては、正加盟団体は、第 1 号で交付金交付を受ける権利、第 2 号で本連盟常任委員会が運営する西校舎学生団体ルームを使用する権利、第 3 号で正加盟団体の 3 分の 1 以上の同意を得て本連盟常任委員の解任請求をする権利をそれぞれ持つことが示されている。

改正案第 9 条は、本連盟の役員について定めたものである。

連盟長 1 名・常任委員 10 名以内・監査 2 名以内をそれぞれ置くことが示されている。

改正案 10 条では、役員任期が定められており、任期満了の際も後任者が就任するまで引き続きその職務を行うことが示されている。

改正案第 11 条では、連盟長について定められており、本連盟常任委員会委員長がこれにあたることを示されている。

改正案第 12 条では、常任委員について定められている。

同 1 項では、常任委員が連盟長を補佐することが示されている。

同 2 項では、連盟長に事故があった場合にその職務を代行すること、また連盟長が当該職務代行順位を事前に定めておくことが示されている。

同 3 項では、常任委員が常任委員会の推薦に基づき、総会より任命されることが示されている。

改正案第 13 条では、監査について定められている。

同 1 項では、監査が本連盟の業務及び会計を監査することが示されている。

同 2 項では、監査は、常任委員会から指名され議会の承認を経る必要があることが示されている。

同 3 項では、監査の任期が 1 年であることが示されている。

改正案第 14 条では、本連盟の本連盟の機関について定められており、議決機関として総会、執行機関として常任委員会を設置することが示されている。

改正案第 15 条では、総会について定められている。

同 1 項では、総会が本連盟の最高議決機関とすることが示されている。

同 2 項では、総会は、加盟団体代表者 1 名及び役員をもって構成されることが示されている。

また、加盟団体代表者が議決権を一票持つことが示された。

同 3 項では、総会が定期総会と臨時総会に分けられることが示されている。

同 4 項では、定期総会が原則として 5 月及び 11 月に、連盟長により招集されることが示されている。

同 5 項では、臨時総会について、同 1 号で常任委員会が必要と認める場合、同 2 号で正規加盟団体の 3 分の 1 以上の要請がある場合に、連盟長が招集することが示されている。

同 6 項では、総会内での議決事項について 6 点示されている。

同 7 項では、事項 3 点の直後の定期総会への報告義務が示されている。

同 8 項では、総会の議長が原則として常任委員会副委員長が行うことが示されている。

同 9 項では、総会の議長の職務内容について示されている。

改正案第 17 条では、常任委員会について定められている。

後藤は、常任委員会は本連盟の最高執行機関という位置づけであり、常任委員と執行委員という 2 つの委員によって構成されることを述べた。また、常任委員は総会の決議によって決定される一方、執行委員は連盟長が任命することを述べた。

同 1 項では、常任委員会が、「常任委員会規則」を定めなければならないことが示されている。

同 2 項では、「常任委員会規則」が常任委員会の業務及び運営に係る詳細を定めるものであり、加盟団体の行動を縛るものではないことが示された。

同 3 項では、「常任委員会規則」が常任委員の過半数の賛成をもって改正されることが示された。

同 4 項では、「常任委員会規則」が前項の要件を満たした場合、直ちに発行されることが示された。

改正案第 18 条では、支部について定められている。

後藤は、現状の規約では本連盟支部が各キャンパスに設置されていることが前提としてあったが、これは現状に即していないという旨を述べた。

同 1 項では、本連盟が支部を必要に応じて設置することができることが示されている。

同 2 項では、支部の設置に係る諸規定の制定や管理を、本連盟常任委員会が行うことが示された。

改正案第 19 条では、本連盟会計年度について毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わることが示されている。

後藤は、加盟団体に会計年度の統一をお願いすることが今後生じる可能性があることを付言した。

改正案第 20 条では、資産について、本連盟の資産が原則として全塾協議会より交付される自治会費交付金及び寄付、常任委員会が所有する資産を持って構成されることが定められている。

後藤は、当該規約が現状の規約と相違がない旨を述べた。

改正案第 21 条では、会計担当者について、本連盟常任委員会から常任委員会委員長が指名して決定されることが定められている。

改正案第 22 条では、罰則について定められている。

同 1 項では、加盟団体が本規約及び常任委員会規則、その他常任委員会が定めた諸規定に違反した場合もしくは本連盟の名誉を毀損した場合、常任委員会が相当の処分を下すことができると示されている。一方で、本連盟からの除名には総会の承認が必要であること、処分に不服がある場合、総会で申し出ることができることが示されている。

同 2 項では、常任委員会もしくは執行委員が、本規約及び常任委員会規則に違反した場合もしくは本連盟の名誉を毀損した場合に、総会が相当の処分を下すことができることが示されてい

る。

改正案第 23 条では、本規約の改正が総会の承認を必要とすることが定められている。

改正案第 24 条では、諸規定すべてを本連盟のウェブサイトに掲載することが定められている。

(要旨 終)

後藤は、画面共有にて主な改正点を示した。決を採る前に、各団体から質問を受け付ける意向を示し、質疑応答へと移った。

以下は質疑応答である

ロボット技術研究会 は、これまでは財務状況を示すものの提出が必要であった団体は、文連交付金を受け取る団体のみであったという認識に間違いはないかと尋ねた。これに対し委員長後藤 は、現状の文化団体連盟規約でも、加盟団体であればどの団体も提出が必要であると述べた。続けて後藤は、コロナの影響やここ数年適当に済まされてきた現状に触れ、今回の改正の意図は、改めて財務状況を明確化し、文化団体連盟加盟団体に相応しいか否かを判断することであると付言した。これに対しロボット技術研究会は、自身が所属する団体の予算規模の大きさに触れ、決算書類・予算案を文化団体連盟本部が指定する形式のもので提出する必要があるという認識で相違はないかと尋ねた。これに対し後藤は、認識に相違はないと述べ、メ切・作成等の要望や質問には対応に時間が掛かるものの、応じると述べた。

チャットにて、経済新人会 は規約がどのページから確認できるか尋ねた。これに対し委員長後藤 は規約の改正案は未施行であるのでどのページにも公開はしていないと述べた。また、後藤は本総会で承認が得られたときに公開すると付言した。

ワンダーフォーゲル部 は財務状況の提出の際、昨年度までの領収書を回収しきれていない事情に触れ、出金伝票の提出が不可能であることを述べ、これを了承できるか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は団体ごとの状況にもよることを前提として、2023 年 5 月までの出金伝票に関しては特段厳しい処分を取るものではないと述べ、現状作成可能な書類の提出を求めると述べた。

ロボット技術研究会 は規約改正案について、団体内での議論をした後に承認の可否を決めたいと述べた。これに対し、委員長 後藤 は総会内での投票が原則であると述べ、もし現時点での承認が難しい場合は、反対の意を示すことをロボット技術研究会へ提案した。

裏千家茶道慶茶会 は以前尋ねた内容について、今再び確認しても良いかと尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は現在は規約改正案の質問を受け付ける時間であると述べた。

ここで委員長 後藤 は改正案について、加盟団体が一度手元で目を通せるように手配する旨を

述べた。後藤はチャットにて改正案のリンクを示した。

英語會 は規約改正案の第 5 条第 2 項 1 号について、文化団体連盟の加盟団体の資格は、慶應義塾大学の学生団体でありさえすればよいのか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は同第 2 条で文化団体連盟の目的に触れており、その趣旨に適する団体であるかどうかも加盟の資格として加味するものであると述べた。英語會は続けて、文化団体連盟は公認団体のみで構成されるイメージであったと述べ、非公認団体も加盟資格があることについて現状の規約との相違があるかを尋ねた。これに対し後藤は、相違がないと述べ、文化団体連盟に加盟することにより、公認学生団体として認められるケースが過去にあったことも付言した。

SF 研究会 は現状の規約について、どこを参照すればよいかを尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は現状の規約も改正案と同様にチャットにてリンクを示し公開すると述べた。

ここで委員長 後藤 は現状規約をチャットにて公開した。

経済新人会 はチャットにて自身が正加盟団体か準加盟団体か確認する術の有無を尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は確認する表等は現時点でないことを述べ、現状では本総会に出席する団体はすべて正加盟団体であることを付言した。

福澤先生研究会 はチャットにて、規約改正にあたっては改正案を事前通告するか、もしくはしないのであればせめて新旧対照表の提示をすべきであるという意見を述べた。これに対し、委員長 後藤 は 時間が足りず用意ができなかったと謝意を表した。

ワグネル・ソサイエティ女声合唱団 は規約の改正案の第 24 条について、現状の規約との相違があるかを尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は現状の規約ではそのような規定はなく、改正案で新たに盛り込んだものであると述べた。

囲碁部 は規約改正案で加盟団体は財務状況を報告する義務があるということについて触れ、これと同趣旨の内容は現状規約のどこに記載があるのかを尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は現状規約の第 11 条の 2 (審査報告) と第 11 条の 3 (財務監査) に記載があると述べた。続いて、囲碁部は交付金交付を希望する団体にのみ財務状況報告の義務がある認識であったことを述べ、締切日に間に合わない場合は個別に相談するという形式で良いか尋ねた。後藤は、そのような対応で構わないと述べた。

委員長 後藤 は規約改正の決議については、Google フォームを用いて行うことを述べ、そのリンクをチャットにて共有する旨を述べた。

ロボット技術研究会 は改正案について、可否を代表者のみでは決められないとした上で、現時点で承認するか否か決めなくてはならないのかと尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は「白票」の欄を設ける措置を取った。続けて後藤は、団体の代表者として総会内で投票することを了承していただくようお願いした。また、ロボット技術研究会 は改正案が事前に共有しなかったのにはなにか事由があるのか尋ねた。これに対し後藤は、本総会の直前までに改正案を練っ

ていたとして、他意はない旨を述べた。

SF 研究会 は現状の規約でも予算案の提出は求められていて、以前からも予算案提出が行われていたが、コロナ禍をきっかけとして予算案の提出がなくなったのか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は過去の文化団体連盟本部の委員が追いきれていなかったこと、また要因としてコロナ禍も大きかったように見受けられると述べた。ここで SF 研究会 は、具体的に予算案の提出はいつくらいまでであったのか尋ねた。これに対し後藤は、直ちに回答できるものではないと述べた。

経済新人会 は予算案の提出について、三田祭前で仕事が立て込んでいることや執行部の多さ等会計についてまとめるのに時間がかかっている団体内の事情に触れ、財務状況を報告できなかった場合のペナルティについて尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は交付金の交付は不可能となり、三田部室の利用も難しくなると述べた。続けて後藤は、文化団体連盟本部の一存で決められものではないとした上で、現状の規約においても規約違反にあたる事となり、最悪の場合除名手続きに発展することがあると述べた。経済新人会は、メールを通して予算案について別途相談させていただくと述べた。

英語會は、規約の改正案について、現時点で決議を採りたいのか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は、肯定の意を示し、現状の規約においても規約改正は総会内での決議を以って行うということが定められていると述べた。英語會は、団体によっては現時点で改正案に目を通し、改正の可否を決定するのは難しい団体もあるであろうと述べ、後日に臨時総会を開くことや Google フォームの期日内への回答を以って改正決議を行えば良いのではないかと提案した。

能楽研究会宝生流 は能楽業界が伝統芸能系であり、領収書についてチケットが代わりとなってしまう事態が多く、回収が不可能となることも発生すると述べ、もし交付金交付や三田部室の使用について了承した上で文化団体連盟から脱退する場合はどのような手続きを取る必要があるか、また脱退後日吉の部室や和室については公認団体であれば引き続き使用できるのか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は日吉の部室については塾生会館運営委員会が運営しており、文化団体連盟に関係するものではないと述べ、脱退後も日吉部室使用になにかしらの不利益が生じることはないを加えた。能楽研究会宝生流は、脱退した場合は新歓時に文連加盟団体という文言は使えないのか尋ねた。後藤は、そのような対応になると述べた。

カデンツァ・フィルハーモニー は、2022 年度決算書類・2024 年度予算案の提出は、本総会で初めて話が出たものか、それとも事前にメール等で通達があったものか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は「2023 年度文化団体連盟メーリス」の方に事前にご連絡を差し上げたものであることを述べた。カデンツァ・フィルハーモニーは、総会の連絡があったものと同一のメーリングリスト宛に送られたものであるか尋ねた。後藤は、同じものであると述べた。カデンツァ・フィルハーモニーは後ほど確認すると述べ、財務状況の提出のご連絡も以前に通達があったのか尋ねた。後藤は、財務状況の提出というものは、2022 年度決算書類・2024 年度予算案の提出と同義であると述べた。カデンツァ・フィルハーモニーは 2022 年度の決算書類を提出するということか尋ねた。後藤は、これを肯定した。カデンツァ・フィルハーモニーはそのメールがいつ来たものかを尋ね、続けて 2023 年度の時点で 2022 年度の決算書類を提出するということは無理があるのではないかと付言した。後藤は、前年度のものを提出することは毎年行わ

れているものであるとし、今年の年末ごろに 2022 年度決算書類を提出する旨も 5 月頃から連絡をしていると述べた。

経済新人会 は文化団体連盟に所属しない形で三田部室を使用する方法はあるか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は三田部室を使用するためには、文化団体連盟加盟団体である、もしくは全塾協議会の所属団体であるという 2 点を満たす必要があると述べた。

落語研究会 は質問のタイミングについて、今尋ねるべきか、最後に尋ねるべきか判断を伺った。これに対し、委員長 後藤 は規約改正以外のことは最後に時間を設けているのでそのタイミングが望ましいと述べた。

(質疑応答 終)

委員 山本 はチャットにて規約改正の票決フォームのリンクを示した。

5. 新規加盟団体について

委員 下道 は、慶應義塾大学公認団体 模型クラブ より文化団体連盟への新規加盟希望の申請があり、文化団体連盟規約第 8 条・同 25 条に基づき出席団体の過半数の賛成をもって加盟が承認されると述べた。

委員 山本 はチャットにて新規加盟希望団体の投票フォームのリンクを示した。

6. 文化団体連盟本部への人員拠出のお願い

委員長 後藤 は、文化団体連盟本部の業務を行う人員を募集していると述べた。続けて、委員を希望する者、委員の業務に興味のある者は文化団体連盟本部のメールアドレスに、学年・氏名を明記し希望の旨を記載したメールを送るよう述べた。来年以降は、新規委員候補者の選出を参加団体に要請する可能性があることも付け加えた。

7. 広報に関するお願い

委員長 後藤 は、文化団体連盟の目的に触れた上で、文化団体連盟のホームページを刷新していることを報告した。続けて、「傘下団体の足跡」というページの充実への協力を求め、入力方法等の説明を行った。

8. 出欠確認フォームのご提出

委員 下道 は、画面共有にて示された出欠確認フォームへの回答を以って本総会に出席したと

みなす旨を述べた。

委員 山本 はチャットにて出欠確認フォームのリンクを示した。

9. 質疑応答

落語研究会 は、決算書類の作成における領収書について、前年度会計担当が卒業したこともあり引き継ぎが不十分で書類作成が困難であるという団体内の事情に触れ、どのような対応をすればよいか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は領収書がない場合は出金伝票の作成が難しいと予測されるが、可能な範囲での作成を求めた。続けて、今回作成する必要がある書類として、決算書類の表紙・決算報告書・収入一覧・支出一覧・銀行口座通帳複写添付書を挙げ、出金伝票に関して、作成困難である旨を記した書類も合わせて提出することを求めた。落語研究会は、対面で相談したい場合は三田部室にいつ頃委員が待機しているのかを尋ねた。後藤は、現時点で明言はできないとした上で、メールにて日程調整を行い対面で相談を持ちかける方法が望ましいと回答した。

裏千家茶道慶茶会 は、11月8日に送った書類提出遅延の旨を記したメールを撤回すると述べた。続いて、2021年度決算書類と2023年度予算案について、文化団体連盟本部との事実確認を行った。これに対し、委員長 後藤 はメールにてその旨を送るようお願いした。

鉄道研究会 は、2024年度予算案を期限内に用意できない旨を述べた。これに対し、委員長 後藤 はメールでもその旨の連絡を行うことを求めた。

競技ダンス部 は文化団体連盟の委員へ個別に相談をたく、本総会後か後日かどちらが良いかを尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は後日が望ましいこと、日程調整を行いたい旨を述べた。競技ダンス部は、11月中でも可能であるかどうか尋ねた。後藤は、これを可能であると回答した。

国際政経研究会 は文化団体連盟本部に財務状況報告を行う義務があることは理解できたとした上で、規約改正案における第5条第3項に加盟団体の提出が義務付けられているものとして示された「団体規約」・「名簿」などは現状規約の記載と相違がないか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は現状規約の第8条にその記載があると回答した。国際政経研究会は、当該規約は新たに加盟団体となるための条件であるのではないかと疑義を呈した。後藤は、団体規約に関しては、変更点が生じた場合にのみ提出を求めるものであり、改正案には「原則」という文言があることから、更新等に問題がない場合は特段提出を求めるものではないと回答した。国際政経研究会は、提出を求める際とそうでない際のルール等も定めておかないと意図せず規約違反を犯してしまう可能性があることに触れた。後藤は、提出が必要なものに関しては、文化団体連盟本部から都度連絡をするため、連絡を確認できる状態であればそのような事態は生じないであろうと述べた。国際政経研究会は、現時点で提出が必要なものは、財務状況を示すものということで良いか尋ねた。後藤はこれを肯定した。

俳句研究会 は、本総会の議事録を取っておりそれを公開するか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は Zoom での録画をしているため、議事録を作成する意向であると述べた。また、必要が

あれば、公開するものであることを述べた。また、俳句研究会は文化団体連盟本部のメール対応にあっている者は現在何人ほどいるか尋ねた。これに対し、後藤は5名から10名であると述べた。俳句研究会は、現状メールを送った場合返信は最短でいつ頃送られてくるか尋ねた。後藤は、3日から5日に対応するようにしているとした上で、現状様々な連絡を加盟団体から受けており、その期日より遅れてしまうことは十分有り得ると述べた。

ロボット技術研究会は、2022年度文連交付金の予算折衝の日程調整について、返信はいつ頃なされるか尋ねた。これに対し、委員長 後藤 は今週中には返信が可能であると述べた。ロボット技術研究会は提示した日程よりも前に返信がもらえるのか確認した。後藤はこれを肯定した。また、ロボット技術研究会は2日前に送ったメールについて、予算の規模が大きいという団体内の事情に触れ、財務状況を示すものの提出は最長でどれくらい受け付けるものであるか尋ねた。後藤は、今すぐに回答をできるものではないとした上で、検討をするが、交付額が確定するであろう12月末までに間に合わなかった場合は2023年度文連交付金について希望額通りの交付は行えない可能性があることを述べた。ロボット技術研究会は、文連メーリスに登録された時期が7月であったこと、団体内の規模の大きさに再度言及し、財務書類の提出の期限延長を改めて求めた。後藤は、メール等で順次対応するとした上で、加盟団体の活動が主に1月から始まり、そのスケジュールについては変えることができないためそれに合わせなくてはならないと述べた。ロボット技術研究会は、1月開始というものは文連の今回の規約改正案を根拠としているものか尋ねた。後藤はこれを否定し、1月から2024年度の会期年度が始まる団体に合わせたものであると述べた。

SF研究会は、フォーム提出の際に返信等が来るか否かを尋ねた。これに対し、委員 下道 は今回作成したフォームでは回答のコピーを返信する形式は取っていないとし、返信が来ないからといって回答が記録されていないといった事態はないと述べた。

9. 閉会の挨拶

委員長 後藤 が閉会の挨拶をし、2023年度第2回文化団体連盟総会は閉会した。

議決事項

議案	可否	根拠
文化団体連盟規約改正に係る議案	否決	慶應義塾大学文化団体連盟規約 第53条 第1項
新規加盟団体に係る議案	可決	慶應義塾大学文化団体連盟規約 第8条 第1項